

第1回日進市青少年問題協議会議事録要旨

開催日時 平成26年6月20日金曜日 午後1時00分から午後1時43分まで
 開催場所 市民会館3階 大会議室
 出席者 北角尚治委員 吉田勝俊委員 松本聡委員 福岡克二委員 河野文恵委員
 海野恵子委員 福和京子委員 岩月ミサヲ委員 山田久美委員
 宮村實晴委員 柴田多喜子委員
 代理出席 松田元久（舟山和芳委員）
 欠席者 久保田力委員 榎研治委員
 事務局 教育長 教育部長 教育部次長兼生涯学習課長 生涯学習課主幹
 傍聴可否 可 傍聴者 無
 議題 日進市における青少年の現状等について

日 程	内 容	発言者	進 行
13:00	1 開会の言葉	事務局	お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 ただ今より、第1回日進市青少年問題協議会を開催いたします。 私、進行を務めさせていただきます。生涯学習課主幹の須崎と申します、よろしくお願いします。
13:01	2 教育長あいさつ	事務局 教育長 事務局	教育長がごあいさつを申し上げます。 （教育長あいさつ） ありがとうございました。
13:04	3 委員委嘱	事務局	次に、日進市青少年問題協議会委員の委嘱を行います。委員につきましては、日進市青少年問題協議会規則第3条に基づきお願いするものであります。 なお、本来ですと一人一人に委嘱書をお渡しして委嘱するのが本意ではありますが、時間の関係で、お手元に委嘱書を置かせていただき、委嘱とさせていただきます。 ご了承願います。 新しく委員になられた方もお見えですので、自己紹介をお願いしたいと思います。要項最後のページに名簿を掲載しておりますので、その名簿順でお願いします。なお、誠に申し訳ありませんが、時間の都合上、お名前と所属名のみでお願いしたいと思います。 （名簿順に自己紹介） ありがとうございました。 事務局側も紹介させていただきます。 （教育長・教育部長・次長・主幹の順で自己紹介）

4 会長・副会長の選出	委 員	それでは、次に会長・副会長の選出を行います。 会長並びに副会長は日進市青少年問題協議会設置条例第4条第1項により委員の皆様の中から、互選によって定めるとなっております。よろしくお願いいたします。
	事務局	どなたか立候補または推薦はございませんか。 会長に社会教育委員会代表の福岡克二様を、副会長に地域女性団体連絡協議会代表の岩月ミサヲ様を推薦させていただきます。 ただ今、会長に 社会教育委員代表の福岡克二様を副会長に地域女性団体連絡協議会代表の岩月ミサヲ様をとのご推薦をいただきましたが、ほかにはございませんか。 ございませんようですので、ご承認いただけます方は、拍手をお願いいたします。
	会 長 事務局	(拍手) ご承認ありがとうございます。 福岡様・岩月様には会長席・副会長席に移動して下さい。 会長・副会長就任のご挨拶をいただきます。 会長 社会教育委員会代表福岡克二様お願いします。 (会長あいさつ) 副会長 地域女性団体連絡協議会代表の岩月ミサヲ様お願いします。
	副会長 事務局	(副会長あいさつ) ありがとうございます。 それではここで本会議の趣旨及び目的につきまして事務局のほうから、少し説明させていただきます。 資料1 ページ目から3の2まで説明します。青少年問題協議会とは地方青少年問題協議会法に基づきまして、市町村の附属機関として置くことができると位置づけされ、本市としましても青少年問題協議会設置条例を昭和51年に定めております。設置条例に目的と組織等を定めておりまして、特に設置の目的として青少年健全育成のために必要な事項を調査審議し、関係行政機関の連絡調整を図ることを目的としております。したがって、その設置目的に鑑みまして学校、社会教育、保護者、警察関係者等含めまして関係機関の皆様から委員に選出しております。そして青少年の健全育成を図っていくために各

			機関との情報交換そして連絡調整、調査、何か起こったときの対処、取り組みを行なう協議会です。本年度からは市民公募委員、先ほどご紹介ありましたが委員に加わっていただきました。尚、協議会の所管については、生涯学習課が所管しております。資料１から資料３の２まで法律、条例の抜粋を載せておりますので後でご覧下さい、簡単ではございますが説明とさせていただきます。
13:08	5 議 題	事務局 会 長 愛知署 会 長 委 員	それでは次に協議に入ります。 議事の取り回しは、会長が行います。 会長よろしくをお願いします。 それではただ今より日進市における青少年の現状問題点などについて、愛知警察署生活安全課係長松田様より報告をしていただきたいと思います。 よろしく願いいたします。 昨年１年間の非行少年の関係ですと、愛知県下で最低であった昭和２６年以降でも件数、人数でも県では最低であったが愛知署内ではプラス傾向にあります。昨年１年間、傾向犯で捕まえた少年１４７名、その内泥棒で捕まえた少年７２名、昨年比プラスです、学生の割合は中学生、高校生で７割を占めております。補導も増えており、一番多いのは深夜徘徊で１，６１５名補導しております。あとはタバコ喫煙４５８名補導しております。昨年１年間の愛知署内の状況は以上でした。皆様が知りたい１月から５月までの日進市の関係ですと傾向犯で２４名います。補導したのは１９０名位います。中学生、高校生が７割、深夜徘徊が一番多くて次に喫煙となっております。これらは学校に連絡したり、両親に連絡し指導しております。検挙することになりますと家庭裁判所の処理となります。非行の話は以上であります。 ありがとうございます。 ただ今の松田様からの報告に対しまして質問やご意見などがありましたらお願いしたいと思います。 ストーカーにはどういう背景があるのでしょうか。

		愛知署	普通、男女関係は収まるが、出来ない男の方もいらっしゃる、警察でも携わっていると精神科で見ていただく方もいらっしゃる、ストーカーですと警告等をしております。警察でも被害者の方に指導しております努力しております。
		委 員 愛知署	加害者更正プログラムはないのでしょうか。 本人の承諾が必要ですが、精神科医がフォローする事案が徐々でありますが始まっております。
		委 員 愛知署	ストーカー被害者、未成年者も多いのでしょうか。 スマートフォンで知り合ってトラブルになることが多いです。
		委 員	県では青少年犯罪は減少傾向であるが、日進市ではどうか。
		愛知署 委 員	日進市は増加傾向であります。 市内のどこの行政区でも、自主防犯組織が出来ております、私の住んでいる所では頻繁にパトロールを行っており、減少するのではないかと考えており期待するものであります。
		会 長 事務局	ほかにいかがでしょうか。 事務局より増加傾向について説明します。本市は供の数が増えており、転入の子供も増えているので地域の皆様と繋がりが保てない、構築される前にいろいろな問題になってしまう、転入転出の多い日進市にとって大きな課題であり、取り組まなければならないことと考えております。
		会 長	小学校、中学校は私の目から見ますと落ち着いて見えますけど、吉田先生いかがでしょうか
		委 員	市内の小学校、中学校はおかげさまで落ち着いておりますが、先ほど話がありましたLINEによるトラブルとか登下校中のトラブルとか課題が無い訳ではありません。先ほど愛知署の方が言われたDV、子供が親に手を上げられるケースがあります。
		会 長 委 員	学校が荒れている状況ではないですね 以前のような学校が荒れている状況ではございません。先生方が一生懸命対応しておりますので、絶対広がることは無いです。また、課題を抱えた子供がいることは事実です。
		事務局	以前のように学校が荒れていることはございませんが、日進でも少しそのような風潮があり例外ではございません。出来るだけ早い対応をしております。

		会 長 5月に警察と市町で連携協定を結びました。芽が小さいうちに対応するよう努力しております。 今、問題になっておりますのがLINE、スマホで学校がなかなか気づかない、親御さんも家で子供が何をやっているか気づかず、市町を越えた思いがけない人々との繋がりがあって、学校でもそこまで把握することが難しく、ジレンマと対応に苦慮しているところであります。 委員の皆様はそれぞれの立場で意見、情報はございませんでしょうか。 携帯電話の各学校の取り扱いについてお聞きします。 委 員 高等学校は学校によって対応は違っております。本校では朝の始業より終礼までは使用禁止であります、部活より携帯電話は使用可であります。学校によっては持ち込み禁止となっております。持っていることが分かればかなり厳しい指導となります。 会 長 小学校はいかがでしょうか。 委 員 小学校は基本的に持ち込み禁止にしております。 トラブルが非常に多いので、お母さん、PTAを巻き込んで刈谷市で行なわれている午後9時以降は携帯を親御さんに渡すキャンペーン、啓発活動が行なわれております。日進でも子供の携帯電話、スマホのアンケートを行った上、状況を把握した後、親御さんへの働きかけをしたいと思っております。 刈谷市さんの例をお聞きするところ携帯を親に預けることによりLINE、メールを気にせずに来るようになったと聞いております。 会 長 市P連としてはいかがでしょうか。 委 員 市P連としましても携帯電話の状況については、検討調査をし、規制、ルール作りを検討していきたいと思っております。 委 員 市民協働課を通してパンフレットをお配りしましたが、私がこの会に参加させていただくきっかけは、多くの若者が抱えている問題で最終的に対応が悪く、反社会的行動に移行する発達障害者も少なくない観点からいろいろな意見を提案させていただきたいと思っております。今度、発達障害を理解していただく講座を開くのですが、基本的な発達障害を理解していただくこと、きちっと認識していただかな
--	--	--

			いと、なかなか難しいものがあると思います。 普通、一般的福祉関係に関わる人、手帳をもらってサービスを受ける障害者だけではなく、一般の中に普通にしているのだけどこミュニケーションに不慣れな若者、あまり友達を必要としない若者、そういう中で小さい頃、不登校を経験したり、そういう事が重なり合って最終的には精神的障害を抱えてしまう例も無いわけでは無く、その点、最悪の事を予防するためにも、市民の方々がすべてに対し、正しい認識が必要だと思っています。 「発達障害は何だろう」こういうチラシだけでは不十分かなと思ひまして、「ちょっとご存知ですか」のチラシをお持ちしたんですけど発達障害、何と言われると、やはり障害と言うからどの障害なのかいろいろあるんですけど、おおまかに言いますと4種の発達障害があつて微妙に入り組んで重なって重複して持っている、基本的自閉症スペクトラム障害と注意欠陥多動性障害それから学習障害、おおまかに三つありまして、そこに更に知的障害も重なり合っています。そういう発達障害の若者に対して、どういふに対応しなければいいのか、市民の方々に理解していただくかとのことで市民協働事業として発達障害理解講座をさせていただきますので、是非参加下さる様よろしくお願ひします。 ありがとうございます。他にございますでしょうか。 青少年は19歳までを対象にしているのか、先ほどの深夜徘徊、何名指導したとか中学生の深夜徘徊と大学生になってからの深夜徘徊は違うのでは。 もちろん違います。高校生までの不良行為を不良行為と申します。大学生ですと深夜徘徊とは申しません、ただタバコですと19歳までいけないですけど犯罪少年ですと19歳までです。 いじめはこの会の対象になるでしょうか。 当然なります、青少年のかかえる問題ですので協議会が年1回しか開催されないが開催回数が少ないのではないかと。 基本的には今日は第1回目初顔合わせとこういう会です。いろんな情報交換、もし問題が発生した場合等には会長招集になりますけど基本的には大きな問
		会 長	
		委 員	
		愛知署	
		委 員	
		会 長	
		委 員	
		事務局	

		会 長	題が生じないと開催しません、あと1回啓発運動を考えております。事案として発生した場合は個々の相談や委員の皆様への報告は行います。会を開く場合もあります。 皆様それぞれのセクションで活躍されておりますので、いじめに関することもそちらで取り組みされてくると思います。 以上で協議を終わります。
13 : 39	6 報 告	事務局	それでは、その他の件で何かございますか。 特にないようでしたら事務局からの連絡に移ります。 ー平成26年度の青少年健全育成事業と家庭教育推進事業について説明ー
13 : 41	7 そ の 他	事務局	ー「あいさつ運動」について説明ー (説明後) ご質問等はございませんか。 (質問なし)
13 : 43	8 閉会の言葉	事務局	「これを持ちまして、第1回日進市青少年問題協議会を終了いたします。